

第32回国立大学法人神戸大学学長選考会議議事要録

1. 日 時 平成25年6月24日(月)午後5時12分から午後5時29分
2. 場 所 神戸大学本部6階 大会議室
3. 出席者 小林委員、天野委員、川合委員、佐藤委員、高崎委員、平野委員、水越委員、岡田委員、小川委員、窪田委員、齋藤委員、阪野委員
(欠席)大橋委員、小田委員、濱口委員、吉井委員
4. 議 題 (1) 学長選考会議副議長の選出について
(2) 国立大学法人神戸大学学長選考意向投票実施要項の運用について等の廃止及び制定について
5. 報 告 (1) 学長選考手続きについて
(2) 学長候補者推薦管理委員会からの提案について
6. 資 料
 - ・ 学長選考会議委員名簿 1
 - ・ 国立大学法人神戸大学学長選考会議懇談会議事メモ (参考)
 - ・ 国立大学法人神戸大学学長選考意向投票実施要項の運用について等の廃止及び制定について 2
 - ・ 第31回国立大学法人神戸大学学長選考会議議事メモ【委員用】 . . . 3
 - ・ 各国立大学法人の学長選考に係る取扱いについて 4
 - ・ 第3回学長候補者推薦管理委員会議事要旨 5

7. 議 事

議事に先立ち、新任委員として川合委員、岡田委員、齋藤委員の紹介が行われた後、平成25年3月22日開催の「国立大学法人神戸大学学長選考会議懇談会」についての報告があった。

議 題

- (1) 学長選考会議副議長の選出について
内田前副議長及び朴木前副議長の交替に伴い、小林議長の指名により小川委員及び濱口委員を副議長に選出した。
- (2) 国立大学法人神戸大学学長選考意向投票実施要項の運用について等の廃止及び制定について
下記1及び2の運用について廃止及び制定の理由及びその内容について説明が行われ、審議の結果、原案のとおり承認された。
 - 1 国立大学法人神戸大学学長選考意向投票実施要項の運用について
(廃止及び制定)
 - 2 国立大学法人神戸大学学長解任意向投票実施要項の運用について
(廃止及び制定)

報 告

- (1) 学長選考手続きについて
平成24年12月17日開催の学長選考会議において、議長から学内委員に対して今回の学長選考手続きに関して精査するよう要請があったこと、及び以下の3点の事項等について学内委員による検討結果の報告があった。(○→検討を行った事項。)

- 学長選考規則において、学長候補者に選考結果を知らせる規定がない。次回に向けて、他大学の例を調査した上で検討願いたい。
 - ・ 他大学の例を調査した結果、「学長候補者に選考結果を知らせることを規則等に規

定している大学がないこと。）、「推薦制を導入している46大学中、半数近くの22大学が本学と同じ選考手続きであり、本学では学長予定者を決定した翌日には、公表を行っていること。」及び「必要に応じて、学長選考会議で説明の上、選考結果を知らせることは可能であること。」から、現状の手続で問題ないとの結論に至った。

- 今回の意向投票は、学長候補者が1人であることから信任投票的性格が強く、部局によって投票率に大きく差がある状態は問題である。今回の意向投票では得票数が投票権者数の5割を超えていたが、5割以下の場合は学内の意向が不信任とも考えられ、学長選考会議として判断が求められる。投票権者の意識に問題があり、意向投票制度の意味を改めて考えていただく必要がある。
 - ・ 意向投票の結果は、学長予定者を選考する上で重要な判断材料であり、投票率が低いほど判断材料としての価値が下がることとなる。投票権者には意向投票の意義を理解いただくとともに、部局等に投票の案内を配付するなど、投票を促す策を講じるよう依頼するとの結論に至った。
- 今回の選考から新たに設けた学長候補者への質問及び回答に関して、制度の評価を行う必要がある。
 - ・ 質問及び回答の手続き自体には問題はなかったものの、期間が短かったこと、また、今回は候補者が1人であったことも影響して、質問が1件しか寄せられなかったことが課題であるが、今回の結果のみで制度を評価することは難しいため、次回の学長選考においても、学長候補者への質問及び回答を行うこととし、日程に関しては見直す必要があるとの結論に至った。

学長選考手続きに関して、上記以外には検討を要するものはないことの確認を行った旨、報告があった。

(2) 学長候補者推薦管理委員会からの提案について

学長候補者推薦管理委員会からの提案内容について、下記のとおり学内委員による検討結果の報告があった。

【学長候補者推薦管理委員会からの提案内容】

- 前回学長選考時の推薦管理委員会からの申し送り事項でもある「学長候補者推薦に係る書類（写）」を学長候補者推薦実施要項第6の規定に基づく学長選考会議への報告前に学長選考会議へ提出することについて、規則等で規定するのではなく、本来の要項第6にあるとおりに学長選考に係るスケジュールを見直すことが妥当である。
- ・ 推薦書類に不備が認められた場合の再提出期間を2～3日間程度とすることで、要項第6にあるとおりに対応することは可能であることから、次回の学長選考においては、推薦管理委員会からの提案を踏まえて、学長予定者選考日程を作成することとした。なお、推薦管理委員会においては、書類に不備がない場合は推薦締切日の翌日に、書類に不備が認められた場合は再提出期限後速やかに推薦管理委員会を開催することを申し送り事項とするとの確認が行われている。

以上